



# 福利厚生費（経費）となる『社員旅行』にならない『社員旅行』

## 福利厚生費として非課税になる『社員旅行』 3つの条件

福利厚生費として社員旅行を経費に計上する場合、まず「社員旅行」とは「社員の慰労を目的とした旅行」であることが大前提です。そのうえで、以下の3つの条件が必須となってきます。

- ① 旅行の内容が「社会通念上一般的なもの」であること……「贅沢すぎない」
- ② 4泊5日以内の旅行であること……海外旅行の場合、滞在期間は4泊5日で機内泊はカウントしない
- ③ 参加従業員数が全従業員数の50%以上であること……工場や各支店ごとの場合、各工場、支店で判断

## 福利厚生費にならない『社員旅行』

### ①「社会通念上」ではない

所得税基本通達(36-30)に記されている「使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することにより……」についての解釈ですが、目安となるのが、社員旅行にかかる金額です。過去の判例では、ひとりあたり概ね10万円まで、と解釈されています。(タックスアンサーNo2603「従業員レクリエーション旅行や研修旅行」より)

たとえば、マカオでの社員旅行で、有名ホテルで宿泊し、食事も観光も全て会社が負担(一人当たり24万円)の場合、全額が従業員の給与として課税されました。

### ②社員旅行への参加者を限定している

- ・成績優秀者のみを連れて行く社員旅行……「給与所得」に該当し、課税対象。
- ・会社役員のみが参加する社員旅行……「役員賞与」とみなされ、所得税の課税対象。

※もし、業務上必要な「出張」として行く視察旅行ならば、あまりにも高額でなければ会社の「旅行交通費」として扱われます。ただし、「いかにこの出張が業務上必要であったか」を証明しなければなりません。旅程表や訪問先一覧をあらかじめ用意しておくようにしましょう。

※役員による出張の場合、グリーン車やビジネスクラス、ファーストクラスを使用することもあります。役員は業務上、重要な決定を任されており、エコノミーで長時間移動したことがビジネスに悪影響となれば会社として大問題です。このことから、「役員旅費規程」を定めていれば、ファーストクラスの移動も「経済的利益の供与」には当たらず、「交通費」として扱います。

### ③不参加の従業員に旅費分を金銭で支給

不参加だった従業員だけが課税対象になるのではなく、社員旅行の参加者全員が所得税の課税対象とされます。ただし、給与天引きにて社員旅行代金を積み立てにしていた場合の旅費返金は、課税対象とはなりません。また、宿直などの業務上どうしてもやむを得ない理由による不参加だった場合に限り、旅費分を金銭にて支給することは可能で、その当事者のみが給与所得として課税対象となります。

【今月の経営格言】 子曰く、君子は徳を懐い（おもい）、小人は土（ど）を懐う。君子は刑を懐い、小人は恵を懐う。

by 孔子（「論語」里仁篇4-11）

よき人物は、生きる上で徳を思うが、凡人は、地位や安泰出来る場所を思う。よき人物は、責任を思うが、凡人は、哀れみで責任を逃れることを期待する。

小人だってももちろん人間ですが、こうして対比してみると、情けなく、哀しい存在です。利益や保身より、まず「徳」を思う人間を目指したいものです。 「心にひびく「論語」」より